

令和7年度 第1回山形市社会福祉審議会会議録

1 日 時 令和7年4月23日(水) 午後6時30分から午後7時00分まで

2 場 所 山形市中央公民館 4階大会議室

3 出席者

(1) 委 員：28名

五十嵐 元徳委員、伊藤 孝委員、岩澤 明子委員、大竹 まり子委員、大村 一史委員、大桃 伸一委員、金谷 透委員、熊坂 聡委員、今野 厚志委員、佐田 静枝委員、下村 美保委員、菅野 弘美委員、高田 元委員、高橋 恵美子委員、高橋 邦之委員、滝口 明子委員、田中 智子委員、丹野 克子委員、筒井 伸委員、長瀬 武久委員、仲野 邦明委員、野口 比呂美委員、原田 久雄委員、藤澤 睦夫委員、松田 幸子委員、森谷 久美委員、横倉 克則委員、渡邊 陽委員

(欠席者 海和 伸吉委員、高野 則夫委員、中井 伸一委員、増川 州宏委員)

(2) 事務局：17名

平吹福祉推進部長、庄子こども未来部長

・地域共生社会課

鈴木次長(兼)課長、菊地総括主幹(兼)課長補佐、山路課長補佐(兼)地域福祉係長、中村主査

・生活支援課

山口次長(兼)課長

・長寿支援課

阿部次長(兼)課長、稲村計画推進係長

・介護保険課

村上次長(兼)課長

・障がい福祉課

清野課長、清野課長補佐(兼)障がい福祉第一係長、

・指導監査課

佐藤次長(兼)課長

・こども未来課

奥山課長、

・指導監査室

五十鈴川次長(兼)室長

・保育育成課

菅江課長

・こども家庭支援課

丹野課長

4 傍聴者 なし

5 審議経過

1. 委嘱状交付式

2. 審議会

(1) 開 会

(2) 市長挨拶 佐藤市長挨拶

※委員として32名任命し、27名の出席（1名は中途出席）により、会議が成立したことを報告。

(3) 山形市社会福祉審議会の概要について 山路地域共生社会課地域福祉係長説明

(4) 委員長の選任 事務局より金谷委員を推薦し、承認

(5) 副委員長の指名について (議長 金谷委員長)

議長： (5)「副委員長の指名について」ですが、山形市社会福祉審議会条例第5条の規定により「審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」とされており、山形市社会福祉審議会運営要綱第2条の規定では、「条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、審議会に副委員長を置く。」とされておりますので、私から、副委員長を指名させていただきたいと思えます。

副委員長については、下村美保委員に、お願いします。

(6) 専門分科会及び審査部会委員の指名について (議長 金谷委員長)

議長： 次に、(6)「専門分科会及び審査部会委員の指名について」に移ります。

専門分科会委員の指名ですが、民生委員審査専門分科会の委員においては、社会福祉法施行令第2条第1項の規定により、障がい者福祉専門分科会委員、児童福祉専門分科会委員、地域福祉専門分科会委員及び高齢者福祉専門分科会委員においては、山形市社会福祉審議会条例第9条第1項の規定により、審査部会委員においては、山形市社会福祉審議会運営要綱第5条第1項の規定により、委員長が指名するとなっておりますので、私から指名させていただきます。

お手元にあります資料の4ページ、5ページをご覧ください。

委員の皆様におかれましては、専門分科会・審査部会委員名簿に記載しておりますとおり、指名させていただきます。

委員の皆様には、ご確認頂き、各専門分科会等において、ご協力頂きますよう、お願いいたします。

(7) 山形市社会福祉審議会運営要綱の改正について (議長 金谷委員長)

議長： 次に、(7)「山形市社会福祉審議会運営要綱の改正について」に移ります。

このたび、山形市において組織改正がありましたので、山形市社会福祉審議会運営要綱の改正が必要となっております。運営要綱の改正にあたっては、運営要

綱第11条に「この要綱に定めるもののほか、審議会及び専門分科会並びに審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。」と規定しておりますので、ご審議をお願いします。

改正内容について、事務局より説明をお願いします。

山路地域共生社会課地域福祉係長説明

議長：ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

質問なし

それでは、お手元の資料、「改正後 山形市社会福祉審議会運営要綱（案）」から（案）の削除をお願いします。

（8）その他 （議長 金谷委員長）

議長：（8）「その他」ですが、事務局から何か連絡はありますか。

事務局：事務局よりご連絡させていただきます。委員の皆様におかれましては、今後、各専門分科会においてご協力を賜りますが、各専門分科会において専門分科会長を、それぞれ所属する専門分科会の委員の皆様の互選で選任し、選任された各専門分科会長から副専門分科会長を指名していただくこととなります。分科会長につきましては、それぞれの専門分科会の開催時に、選任していただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

なお、専門分科会については、庶務担当課で担当させていただきますので、よろしく願いいたします。

3. 閉 会